

## 「危険物収納コンテナの蔵置期間の緩和」について

平成19年3月  
消防庁危険物保安室

### 1. 仮貯蔵制度の概要

消防法上、指定数量以上の危険物の貯蔵は、原則として市町村長等の許可を受けた貯蔵所でなければならないこととされている。

仮貯蔵は、その例外として、10日以内の短期間・臨時的な貯蔵について、消防長又は消防署長の承認を受けることにより、貯蔵所以外の場所での貯蔵を認める制度である（消防法第10条第1項ただし書）。

平成17年度における仮貯蔵の承認件数は、全国で4,382件である。

消防法（昭和23年法律第186号）抄

第十条 指定数量以上の危険物は、貯蔵所（車両に固定されたタンクにおいて危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所（以下「移動タンク貯蔵所」という。）を含む。以下同じ。）以外の場所でこれを貯蔵し、又は製造所、貯蔵所及び取扱所以外の場所でこれを取り扱ってはならない。ただし、所轄消防長又は消防署長の承認を受けて指定数量以上の危険物を、十日以内の期間、仮に貯蔵し、又は取り扱う場合は、この限りでない。

～ （略）

なお、仮貯蔵の承認についての法令上の基準はなく、各市町村において、火災予防の観点から、危険物の種類、貯蔵の態様等に応じ、承認の可否を判断している。

### 2. 質問事項について

〔質問事項〕

仮貯蔵申請の取扱いについて、申請手続きに伴う書類の簡素化、処理期間の短縮等の効率化を図ることについて、貴省の見解を伺いたい。

各市町村における具体的な運用を網羅的に把握しているわけではないが、一般的には、申請時の提出書類は、申請書、貯蔵する危険物の明細（種類・数量等）、貯蔵場所の配置図、安全対策（消火設備等）であり、また、処理期間についても、緊急時には申請翌日に承認するなど、申請者側の要望に応じ柔軟に対応していると承知している。

したがって、現時点においては、申請書類・処理期間に関し特に大きな問題があるとは認識していない。

〔質問事項〕

コンテナヤードにおける危険物収納コンテナの蔵置について、仮貯蔵を認めていない港については、認められない理由を明確化するとともに仮貯蔵を許可するために必要な条件を明らかにする等、所定の措置（通知を出す等）を講じることについて、貴省の見解を伺いたい。

各市町村における具体的な運用を網羅的に把握しているわけではないが、昨年10月の規制改革・民間開放集中受付月間に提出された同旨の要望で「蔵置を認めていない例」として挙げられた港について、管轄する消防本部に運用状況を確認したところでも、近年申請実績がないが、コンテナの仮貯蔵自体を禁止しているわけではないとのことであり、一般的には、コンテナヤードにおける危険物収納コンテナの仮貯蔵は認められていると認識している。

〔質問事項〕

仮貯蔵申請を申請当日内で承認する仕組みを構築することについて、貴省の見解を伺いたい。

仮貯蔵は、その物質・数量によって危険性の程度が大きく異なり、個々具体的にその安全性を確認・判断する必要があること、また、各市町村において処理する自治事務であることから、すべての仮貯蔵申請について申請当日内に承認する仕組みを国において構築することは困難と考えている。

なお、現状においても、仮貯蔵申請の処理期間については、緊急時には申請翌日に承認するなど、各市町村において、申請者側の要望に応じ柔軟に対応しているところ。

〔質問事項〕

仮貯蔵申請について、1ヶ月単位等の包括申請を可能とすることについて、貴省の見解を伺いたい。

仮貯蔵は、消防法第10条第1項本文に規定する原則（貯蔵所の設置許可等）の例外として、きわめて短期間の貯蔵を臨時的に認める制度であり、貯蔵する物質・数量もその都度異なることから、個々具体的にその安全性を確認する必要がある。

御指摘の「包括申請」の具体的な内容が明らかでないが、例えば、一定の期間内に行う仮貯蔵について、危険物の種類・数量・貯蔵期間等が個々具体的に特定されるのであれば、それらの申請を一括することは、実現可能と考えている。